

川崎市立川崎病院DPC／PDPSSコーディング部会設置要綱

(設置)

第1条 DPC／PDPSS対象病院としてDPC／PDPSS業務の適正な運用を図るために、川崎市立川崎病院に川崎市立川崎病院DPC／PDPSSコーディング部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査、検討を行い、その結果及び経過を病院長に報告する。

- (1) 適切なDPC／PDPSSコーディングに関すること。
- (2) DPC／PDPSSデータによる分析を行い、診断及び治療方法の適正化、標準化に資する。
- (3) その他DPC／PDPSS業務に係る課題に関すること。

(組織)

第3条 部会の委員は、次に掲げる各部門の中から川崎市立川崎病院長（以下「病院長」という。）が任命する。

- (1) 診療部
- (2) 看護部
- (3) 薬剤部
- (4) 放射線科
- (5) 検査科
- (6) 事務局
- (7) その他病院長が必要と認めた者

2 部会には、部会長及び副部会長を置く。

3 部会は、必要に応じて下部組織に小委員会を置くことができる。なお、小委員会の委員は部会長が別に任命し、当該委員との併任を妨げない。

(職務)

第4条 部会長は、部会を代表し、会議を総理する。

2 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会長は、必要と認められるときは職員又は専門家等関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、医事課において所掌する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。